

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号

氏 名 エコシステムジャパン株式会社

代表取締役 石川統一



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年月日

令和 2年12月20日

許可の有効期限

令和 9年12月19日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬 (積替え保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬 (積替え保管を除く。)

- ①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④特) 廃PCB等、⑤特) PCB汚染物、⑥特) 汚泥、⑦特) 廃油、⑧特) 廃酸、⑨特) 廃アルカリ (以上9種類)

※⑥、⑦、⑧及び⑨に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

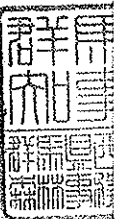
※ 処理する廃PCB等及び廃PCB汚染物は、低濃度PCBに限る。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 5年12月20日	新規許可
平成10年12月20日	更新許可
平成15年12月20日	更新許可
平成20年12月20日	更新許可
平成25年12月20日	更新許可
平成30年10月 3日	変更許可
令和 2年12月20日	更新許可



様式第十三号の二（第十条の十四関係）

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アルカリ	特) 鉍さ い	特) ばい じん	特) 13 号廃棄物
アルキル水銀化合物		○		○	○	-	-	-
アルキル水銀化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		-		-	-	-	-	-
水銀又はその化合物		○		○	○	-	-	-
水銀又はその化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		-		-	-	-	-	-
カドミウム又はその化合物	-	◎		○	○	-	-	-
鉛又はその化合物	-	◎		○	○	-	-	-
有機燐化合物		○		◎	○			
六価クロム化合物	-	○		◎	○	-	-	-
砒素又はその化合物	-	○		◎	○	-	-	-
シアン化合物		○		◎	○			
PCB		-			-			
トリクロロエチレン		○	◎	○	○			
テトラクロロエチレン		○	◎	○	○			
ジクロロメタン		○	◎	○	○			
四塩化炭素		○	◎	○	○			
1,2-ジクロロエタン		○	◎	○	○			
1,1-ジクロロエチレン		○	◎	○	○			
シス-1,2-ジクロロエチレン		○	◎	○	○			
1,1,1-トリクロロエタン		○	◎	○	○			
1,1,2-トリクロロエタン		○	◎	○	○			
1,3-ジクロロプロペン		○	◎	○	○			
チウラム		○		○	○			
シマジン		○		○	○			
チオベンカルブ		○		○	○			
ベンゼン		○	◎	○	○			
セレン又はその化合物	-	○		○	○	-	-	-
1,4-ジオキサン		-	-	-	-			
ゲイキシン類	-	-		-	-			

